

質問の回答（運動公園）

	質問内容	回答
1	納税証明書に關しまして、法人税・消費税はその3の3でよろしいでしょうか。	法人税及び消費税の納税証明書は、『その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用』でも構いません。
2	市民税は、市内に本店又は営業所を登録している団体のみが提出するという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。市民税の納税証明書は、市内に本店又は営業所を登録している団体のみ提出してください。